

経営管理権集積計画の告示

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により告示する。
なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和 3 年（2021 年）6 月 14 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	所在	森林面積	森林所有者件数	筆数	経営管理権の始期	整理番号
1	西区小別沢	18.24ha	3 件	5 筆	2021 年 6 月 14 日	集 2021-01 号 集 2021-02 号 集 2021-03 号

2 縦覧場所

- (1) 札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課
(札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館 6 階)
- (2) 札幌市ホームページ

3 権利の設定

本告示により、対象森林の経営管理権が札幌市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。